

## 議第 2 1 号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の 制定について

### 1 改正の趣旨

人事院勧告に準じ、地域手当を支給している東京都特別区在勤職員、医師・歯科医師、広島市在勤職員及び呉市立呉高等学校教員以外の職員に対し、令和 7 年 4 月 1 日から地域手当を支給することを踏まえ、公益的法人等への派遣職員に対しても、地域手当を支給するため、所要の規定の整備をするものです。

### 2 改正の内容

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 0 号）の規定に基づき、公益的法人等へ派遣する職員に対して支給することができる給与の対象に地域手当を追加します。

### 3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日